

後期高齢者医療制度のお知らせ

平成27年度の保険料のお支払いと保険証(被保険者証)の一斉更新について

7月に保険料額をお知らせします

平成27年度の保険料につきましては、7月に個別にお知らせします。

◆保険料のお支払い方法◆

後期高齢者の方の保険料は、基本的に年金からのお支払い（特別徴収）となりますが、次のいずれかに当てはまる方は、「年金からのお支払い」ができないため、納入通知書や口座振替（普通徴収）により納めていただきます。

- ◆年金額が年額18万円未満の方（介護保険料が年金から引かれていない方）
- ◆介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計が、介護保険料が引かれている年金額の半分以上を超える方

- 年金からのお支払いは、希望により口座振替に変更することも可能です。
口座振替を希望される方は下記担当までお申し出ください。

保険証が新しく、オレンジ色になります

現在ご使用の保険証の有効期限が平成27年7月31日で満了となるため、8月以降は使用できなくなります。

7月中に新しい保険証を交付しますので、お手元に届きましたら、お持ちの黄緑色の保険証を破棄し、オレンジ色の保険証をご使用ください。

- 新しい保険証の有効期限は、平成28年7月31日までです。
- 紛失したときや、汚れたときは再交付しますので、役場町民課までお申し出ください。



後期高齢者医療被保険者証	
有効期限	平成28年 7月31日
被保険者番号	01234567
住所	広城市連合町1丁目
氏名	後期 太郎 男
生年月日	昭和 7年 7月 7日
被保険者年月日	平成20年 4月 1日
発給期日	平成20年 4月 1日
交付年月日	平成27年 7月 1日
一部負担金の割合	1割
保険者番号並びに保険者の名称及び印	390110000 北海道後期高齢者医療広域連合

減額認定証(限度額適用・標準負担額減額認定証)も新しく、ピンク色になります

現在ご使用の減額認定証の有効期限が平成27年7月31日で満了となるため、8月以降は使用できなくなります。引き続き交付対象に該当する方は7月中に減額認定証を交付しますので、8月1日からはお持ちの黄色の減額認定証を破棄し、ピンク色の減額認定証をご使用ください。

有効期限は保険証と同じく1年間です。

新たに必要となる方は、下記の交付要件に該当することをご確認の上、役場町民課へ申請してください。

減額認定証の交付対象…次の区分Ⅰまたは区分Ⅱに該当する方

区分Ⅱ	世帯全員が住民税非課税である方
区分Ⅰ	世帯全員が住民税非課税である方のうち、次のいずれかに該当する方
	- 世帯全員の所得が0円の方 (公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下の方) - 老齢福祉年金を受給されている方

後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証	
交付年月日	平成27年 8月 1日
被保険者番号	01234567
住所	広城市連合町1丁目
氏名	後期 太郎 男
生年月日	昭和 7年 7月 7日
発給期日	平成27年 8月 1日
有効期限	平成28年 7月31日
適用区分	区分Ⅱ
長期入院該当年月日	保険者印
保険者番号並びに保険者の名称及び印	390110000 北海道後期高齢者医療広域連合

問合せ 別海町役場町民課後期高齢者・医療給付担当
(内線1241・1242)

北海道後期高齢者医療広域連合
電話011-290-5601

飼っている動物を 捨てることは犯罪です



まだ親のもとにいるべき若い動物は、体温の維持もままならず、また自分で餌を確保することが出来ないことから、空腹や寒さで衰弱死するか、カラスなどにつつかれ、死んでいくのが現実です。

また成犬、成猫の行く末も、交通事故や放浪したあげくに衰弱し、感染症にかかるなど、悲惨な末路をたどることになります。

捨てることは、飼っていた動物に多大な苦痛を与える犯罪行為なのです！

動物の愛護及び管理に関する法律では、飼っている動物を遺棄することを禁じ、違反すると**最大100万円の罰金刑**になります。

無責任な繁殖により生まれた子犬や子猫を捨てることも、同様の遺棄に当たりますので、子犬・子猫を育てる予定がない場合には、**避妊や去勢をする必要**があります。

※町では迷子になった犬も多く保護されます。迷子にならないよう放し飼いをしないことはもちろんですが、**迷子になった犬を探さないことは捨てることと同じ行為です！**

ペットは責任を持って、最後まで飼育しましょう！

し尿等くみ取りの注意

し尿等のくみ取り作業は、事前の申込みをもとに計画的に行っています。安全でスムーズに作業を行えるよう、次の点についてご協力をお願いします。

- ◆くみ取り口が見つけにくいと作業の妨げになるだけではなく、作業中の事故に繋がります。くみ取り口付近や通路は草刈りをして、くみ取り口には物を置かないようお願いします。
- ◆「いっぱいなので、すぐ来てください!」などの急な申込みは、他の利用者に大変迷惑がかかります。特に夏場は繁忙期のため、すぐには対応できない場合がありますので、お早めの申込みをお願いします。



くみ取りの申込み締切は、対象となる月の前月20日までです。

8月のくみ取り地区は中西別、西春別駅前、西春別、泉川、大成、本別、上春別、上風連、奥行となります。
8月にくみ取りが必要な方は7月20日までにお申込みください。

問合せ／町民生活担当（内線1211～1213）

第10回 特別弔慰金の支給について



戦後70周年を迎えるにあたり、今日の我が国の平和と繁栄の礎となった戦没者の尊い犠牲に思いをいたし、国として改めて弔慰の意を表するため、戦没者のご遺族に特別弔慰金を支給します。

特別弔慰金は、額面25万円の5年償還の記名国債により支給されます。

対象となるのは、戦没者のお子さんや兄弟・姉妹など、三親等内親族などの内、戦没者死亡当時のご遺族1名です。

請求手続きは、右記のとおりとなっております。詳しい内容については、右記までお問合せください。

1 請求受付期間

平成30年4月2日まで

2 請求受付窓口

福祉課 社会・障がい福祉担当

3 必要書類等

請求者本人の戸籍謄本1通、印鑑

※請求期間を過ぎると、特別弔慰金を受け取ることができなくなります。ご注意ください。

問合せ／社会・障がい福祉担当（内線1312）

戦没者遺児による 慰霊友好親善事業の 実施について

(財)日本遺族会は、「戦没者遺児による慰霊友好親善事業」の参加者を募集しています。

同事業は、先の大戦で父等を亡くした戦没者の遺児を対象として、旧戦域を訪れ慰霊追悼を行うとともに、同地域の住民と友好親善を図ることを目的としています。

また、本年は終戦70周年記念事業として洋上慰霊を実施しますので、関係遺児の方々のご参加をお待ちしています。

■参加費：10万円（燃料費の高騰などにより値上げする場合があります。）

<実施地域>

	実施地域	実施時期	募集人数	申込締切
1	旧満州	平成27年8月3日(月)～8月12日(水)	30	平成27年6月22日(月)
2	旧ソ連	平成27年8月24日(月)～9月1日(火)	29	平成27年7月13日(月)
3	西部ニューギニア	平成27年9月9日(水)～18日(金)	35	平成27年7月28日(火)
4	ボルネオ・マレー半島	平成27年9月16日(水)～25日(金)	30	平成27年8月4日(火)
5	マリアナ諸島	平成27年9月24日(水)～30日(水)	20	平成27年8月12日(水)
6	東部ニューギニア	平成27年10月3日(土)～10日(土)	60	平成27年8月26日(水)
7	中国	平成27年10月8日(水)～16日(金)	45	平成27年8月28日(金)
8	トラック・パラオ諸島	平成27年10月31日(土)～11月7日(土)	30	平成27年9月18日(金)
9	ソロモン諸島	平成27年11月7日(土)～14日(土)	20	平成27年9月25日(金)
10	ミャンマー	平成27年11月13日(金)～22日(日)	45	平成27年10月1日(水)
11	フィリピン	平成27年11月25日(水)～12月2日(水)	120	平成27年10月13日(火)
12	洋上慰霊	平成28年2月下旬～3月上旬	400	平成27年12月5日(土)

<上記12地域の他に特定地域として>

	実施地域	実施時期	募集人数	申込締切
1	マーシャル・ギルバート諸島	平成27年12月5日(土)～13日(日)	36	平成27年8月22日(土)

問合せ／社会・障がい福祉担当（内線1312）

中山間地域等直接支払交付金事業に係る集落協定等を公表します

町では、農村環境の整備を中心に、多面的機能の確保を図るため中山間地域等直接支払交付金事業を実施しており、本年も集落協定等を次のとおり公表しています。

また、町ホームページにおいても公表していますのでご覧ください。

■公表期間 6月30日から7月24日まで（土、日・祝日を除く）

■公表時間 午前9時から午後5時まで

■公表場所 別海町役場1階 産業振興部農政課農業政策担当

問合せ／農業政策担当（内線1411）

町営住宅等入居者の募集について

平成27年7月1日(水)から14日(火)までの間、町営住宅等の入居者を募集いたします。公募の内容、入居資格等につきましては、新聞折込、町ホームページ、役場庁舎、各支所、東・西公民館の掲示板をご覧ください。下記の連絡先までお問合せください。

問合せ／住宅担当（内線3117・3118）